

令和7年度第1回四街道市交通安全対策協議会会議次第

日 時：令和7年7月28日（月）

午後2時30分～

場 所：四街道市保健センター3階 大会議室

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 会長、副会長挨拶

4. 市長挨拶

5. 議 題

（1）令和6年度 年間活動報告について

（2）令和7年度四街道市交通安全実施計画（案）について

6. 講 話 「四街道市における交通事故の現状」について

講師：四街道警察署 交通課長 宅原 寛 様

7. その他

8. 閉 会

四街道市交通安全対策協議会委員名簿

任期 令和6年7月1日から令和8年6月30日まで（2年間）

令和7年7月28日現在（敬省略）

No.	氏名	所属及び役職	備考
1	吉 橋 史 雄	四街道交通安全協会 会長	
2	須 藤 雅 彦	四街道地区安全運転管理者協議会 会長	
3	齋 藤 正 美	四街道地域交通安全活動推進委員協議会 会長	
4	高 倉 幸 世	四街道市学校法人立幼稚園協会 会長	
5	大 森 以 久 子	四街道市民間保育園連絡協議会 会長	
6	白 髭 太 郎	四街道市シニアクラブ連合会 会長	
7	金 森 浩 一	東日本旅客鉄道株式会社 四街道駅 駅長	
8	明 石 豊	京成バス千葉イースト株式会社 四街道営業所 運輸部 課長代理	
9	永 田 裕 紀	四街道市タクシー運営委員会	
10	上 原 陽 太	四街道市PTA連絡協議会	
11	中 嶋 宣 雅	四街道市学校警察連絡委員会 会長	委嘱期間 令和7年7月28日から
12	小 島 孝 一	下志津新田区	
13	宅 原 寛	四街道警察署 交通課長	委嘱期間 令和7年7月28日から
14	伊 藤 壮 祐	印旛土木事務所 調整課長	
15	渡 辺 剛	四街道市都市部土木課 課長	

令和 6 年度 年間活動報告

項目	活動目的	活動内容
交通安全に関する普及啓発活動の推進	【四季の交通安全運動】 市民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故を防止	・春の全国交通安全運動 4月6日(土)～15日(月) ・夏の交通安全運動 7月10日(水)～19日(金) ・秋の全国交通安全運動 9月21日(土)～30日(月) ・冬の交通安全運動 12月10日(火)～19日(木) 上記期間中、市役所での広報活動（横断幕及びポスターの掲示、庁舎内放送等）、小中学校へのポスター掲示依頼を行い、来客者、児童、生徒及び職員に運動の周知を図りました。また、市政だより及び市ホームページへの記事掲載、イベントでの啓発物資配布を行い、広く市民に交通安全を呼び掛けました。 ・年末年始特別警戒取締り 12月10日(火)～7年1月3日(金) 犯罪と交通事故の多発が予想される年末年始に、犯罪・交通事故撲滅に向け、広報啓発を行いました。
段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	【幼児に対する交通安全教育】 交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する交通安全意識の習得	四街道警察署、四街道交通安全協会、四街道地域交通安全活動推進委員協議会、四街道市の連携により、幼児を対象に正しい交通ルールの習得を目的として、交通安全教材を活用した参加型の交通安全教育を実施し、「交通安全の3つの約束（道路の歩行・横断方法、信号）」の説明を行いました。 【実施状況】 保育所(園) 23園 計808名 幼稚園 4園 計207名 認定こども園 1園 計49名
	【小学生に対する交通安全教育】 歩行者・自転車利用者として必要な知識と技能の習得	四街道警察署、四街道交通安全協会、四街道地域交通安全活動推進委員協議会、四街道市の連携により、小学生を対象に模擬コースを使った実践型の交通安全教育を実施しました。低学年は、安全な歩行や横断方法の習得を目的として歩行訓練を実施し、中学年及び高学年は、自転車の安全な走行方法、自転車の点検方法の習得を目的として自転車走行訓練を実施しました。 【実施状況】 小学校 12校 計2,712名 こどもルーム 1校 計19名
	【中高生に対する交通安全教育】 自己及び他者に配慮した正しい交通ルールとマナーの習得	四街道警察署、四街道交通安全協会、四街道地域交通安全活動推進委員協議会、四街道市の連携により、中学生・高校生を対象に自転車の安全な走行方法、自転車の点検方法の習得を目的として、模擬コースを使った実践型の交通安全教育、あるいは講義型の交通安全教育を実施しました。また、高校3年生については、自動車の運転に関する説明も行いました。 【実施状況】 中学校 5校 計624名 高等学校 1校 計1,380名
	【保護者に対する交通安全教育】 小学生の保護者を対象に登校見守り時の正しい旗振りの習得	四街道警察署、四街道市の連携により、小学生の保護者を対象に旗振りの仕方や児童の見守り活動をする際の注意点などについて講習会を実施しました。 【実施状況】 小学校 2校 計50名

令和6年度 年間活動報告

子供の安全 確保	【新入学児童登校見守り】 新入学児童の交通事故防止	四街道警察署、四街道交通安全協会、四街道地域交通安全活動推進委員協議会、四街道市の連携により、入学式が行われる4月9日(火)に小学校3校の周辺で登校見守りを実施しました。 【実施校】 四街道小学校 中央小学校 和良比小学校
-------------	------------------------------	---

(案)

令和 7 年度四街道市交通安全実施計画



四街道市交通安全対策協議会

はじめに

この計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき作成し、市内における陸上交通の安全に関し、令和 7 年度中に本市が推進する具体的な施策について定めたものです。

本計画の実施に当たっては、関係機関、団体等が緊密な連携を保ち、市民一人一人の交通安全意識の醸成、道路交通環境の整備等、各般にわたる施策を円滑、適切に推進していきます。

今後とも、交通事故の防止、特に交通事故による死者数を限りなくゼロに近づけ、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

目 次

第1章 道路交通安全の目標等	1
1 道路交通事故の動向	1
第2章 道路交通安全対策	2
第1節 今後の道路交通安全対策の方向性	2
【第1の視点】高齢者・子どもの安全確保	2
【第2の視点】歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上	2
【第3の視点】生活道路・幹線道路における安全確保	2
【第4の視点】地域が一体となった交通安全対策の推進	3
第2節 道路交通安全の施策	4
【第1の柱】市民一人一人の交通安全意識の高揚	4
(1) 市民総参加でつくる交通安全の推進	4
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	4
(3) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進	6
(4) 自転車の安全利用の推進	6
(5) 飲酒運転の根絶	7
(6) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	8
【第2の柱】道路交通環境の整備	9
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	9
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	9
(3) 交通安全施設等の整備事業の推進	9
(4) 自転車利用環境の総合的整備	10
【第3の柱】被害者支援の充実と推進	10
(1) 交通遺児の育成及び援助	10
(2) 相談業務の充実	10

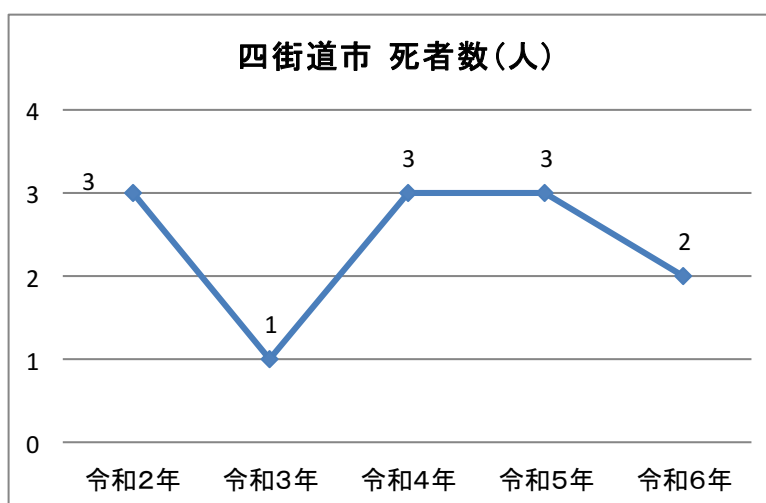
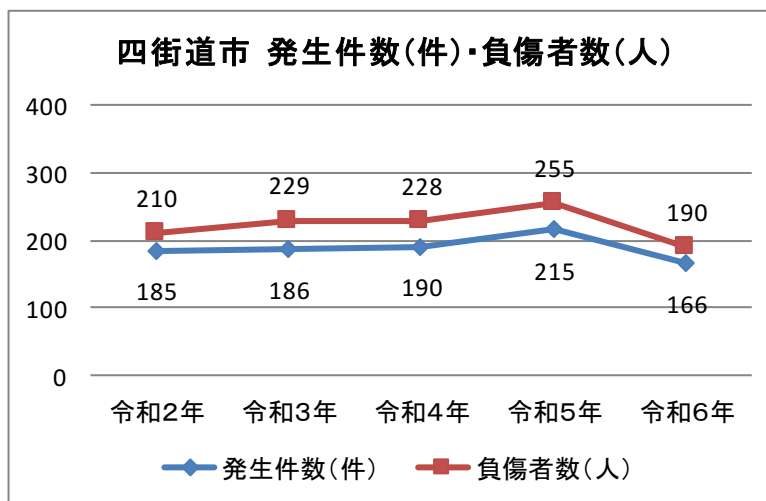
第1章 道路交通安全の目標等

1 道路交通事故の動向

市内の交通事故発生件数は、平成17年の523件を境に減少傾向にあります。令和6年の発生件数は166件、負傷者数は190人で、前年の発生件数215件、負傷者数255人と比較して、発生件数約23%減、負傷者数約26%減となっています。

一方、市内の交通事故死者数は令和2年3人、令和3年1人、令和4年3人、令和5年3人と推移しており、令和6年は前年より1人減の2人となっています。

今後も、関係機関・団体と協働してこの計画に掲げた施策を効果的に推進していきます。



第2章 道路交通安全対策

第1節 今後の道路交通安全対策の方向性

交通事故の発生件数並びに交通事故による死傷者数は、全国、千葉県、本市ともに減少傾向にあることから、これまで実施した施策に一定の効果があったと捉えています。今後は、これまで実施してきた様々な交通安全対策に加え、近年の社会情勢や交通情勢を踏まえ、技術の進展・普及等による変化に的確に対応することが必要です。

【第1の視点】高齢者・子どもの安全確保

急速な高齢化に伴い、高齢者が安全かつ安心して外出や移動ができる交通社会の形成に取り組んでいくことが重要となっています。そのためには、高齢者の多様な実態に応じた、きめ細かな交通安全対策を推進する必要があります。

高齢者の交通手段としては、歩行や自転車等を利用する場合と、自動車を運転する場合とがあります。歩行や自転車等を利用する高齢者が交通事故の被害者とならないための対策が必要であるとともに、今後、高齢運転者の増加が加速することから、交通加害者となることを防止するための更なる対策が喫緊の課題となっています。

一方で、少子化が深刻化するなかで若年世代が安心して子どもを育てることができる社会を実現するためには、子どもを交通事故から守るための交通安全教育と環境の整備が一層求められます。

次代を担う子どもの安全を確保するため、幼少期から心身の発達段階に応じた交通安全教育を推進するとともに、子どもが日常的に移動する経路や通学路等で安全・安心な歩行空間が確保されるよう関係機関・団体と連携を図ります。

【第2の視点】歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上

安全・安心な交通環境の実現を図るためには、自動車より弱い歩行者の安全を確保することが最優先です。歩行者の事故防止のため、道路利用者の種別に応じた広報啓発等を実施し、交通安全意識の向上を目指します。

自動車の運転者に対しては、道路横断中の歩行者の交通事故を減少させるため、「ゼブラ・ストップ活動」等を通じて、横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、遵法意識の向上を図ります。

歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のある所では信号に従うことといった交通ルールの周知徹底を図るとともに、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付けること、反射材等を活用することなど、歩行者が自らの安全を守る行動を促すための交通安全教育等を実施し、各種の取り組みを総合的に推進することで歩行者の意識向上を図ります。

また、自転車の運転者については、自動車等との接触では被害者となる反面、歩行者等との接触では加害者となり得ることから、自転車の点検・整備や義務化されている自転車保険等への加入、努力義務化された自転車用ヘルメットの着用を推進します。

【第3の視点】生活道路・幹線道路における安全確保

交通事故件数は減少傾向にあります。生活道路での交通事故の減少率は幹線道路と比較して低調となっています。交通事故死亡者数をゼロにし、歩行者が安心し

て通行できる空間を確保するため、市街地の幹線道路等における歩道の整備、自動車の速度抑制など道路交通環境の整備を進めます。

また、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防ぐための対策に併せて交通の円滑化を推進するなど、生活道路の安全を確保するための総合的な対策を一層推進します。

【第4の視点】地域が一体となった交通安全対策の推進

交通事故の状態別死者数についてみると、歩行中または自転車乗用中が全体の約半数を占めており、全死者数の4分の1が自宅から500m以内の身近な生活空間で事故に遭っています。交通事故は市民の居住する地域で発生することが多いため、地域住民のつながりやコミュニティを積極的に活用し、情報格差のある高齢者世帯など、全ての住民に情報が行き渡る啓発を実施します。また、交通安全啓発活動や、交通事故発生時の速やかな救助・救急対応など、地域ぐるみの交通安全対策の取り組みを推進して行きます。

なお、重大な交通事故を引き起こす飲酒運転の根絶には、家庭、職場だけでなく、飲食店や酒類販売店等の理解と協力が不可欠であり、地域が団結して飲酒運転の防止対策を図っていく必要があります。

第2節 道路交通安全の施策

交通事故を無くし道路交通の安全を確保するため、交通安全対策基本法に定められた責務に基づき、以下の3つの柱により交通安全施策を実施していきます。

- ① 市民一人一人の交通安全意識の高揚
- ② 道路交通環境の整備
- ③ 被害者支援の充実と推進

【第1の柱】市民一人一人の交通安全意識の高揚

交通事故を無くすためには、市民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践するとともに、交通事故防止を自身の問題として考え、行動することが何よりも重要であることから、交通安全活動への自発的な参加を支援しながら、更なる意識高揚が図れるよう、交通安全施策や交通事故発生状況等の情報を積極的に提供します。

また、重点的に対策を行う必要のある高齢者の交通安全対策、自転車の安全利用、飲酒運転の根絶については、関係機関・団体と連携し推進していきます。

(1) 市民総参加でつくる交通安全の推進

① 交通安全の日における活動の推進

毎月10日の「交通安全の日」を活用した「アクション10」事業を推進し、家庭、学校、職場等において交通安全について考え、市民が交通安全活動を積極的に実践するよう図ります。

② 交通安全に関する情報提供の推進

交通安全への理解を深め、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するため、広報紙やホームページ等を活用し、交通安全に関する施策等の情報を提供します。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の推進

ア 期間を定めて行う運動

交通安全思想を普及させ、市民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故の防止を図ることを目的に、四季の交通安全運動に合わせ、交通事故の実態に即した市民運動を展開します。

- ・春の全国交通安全運動 4月
- ・夏の交通安全運動 7月
- ・秋の全国交通安全運動 9月
- ・冬の交通安全運動 12月

イ 日を定めて行う運動

運動の日に併せての広報や指導等の施策を推進します。

- ・毎月10日「交通安全の日」
市民の交通安全への関心を深め、交通安全意識を高める。
- ・毎月15日「自転車安全の日」
自転車の安全利用促進を図る。
- ・4月10日・9月30日「交通事故死ゼロを目指す日」
悲惨な交通事故を撲滅する。

ウ 年間を通じて行う運動

子どもと高齢者の交通事故防止、夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止、自転車の安全利用の推進、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、交差点での交通事故防止、悪質な違反・危険運転の防止等を中心に展開します。

② 交通安全に関する広報の推進

ア 街頭キャンペーンの実施

交通安全運動等を効果的に展開し、交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体等が緊密な連携の下に、街頭等における啓発キャンペーン等を実施し、市民に対する広報に努めます。

イ 広報媒体の積極的活用

市民一人一人の交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、広報紙やホームページ等を計画的かつ継続的に活用します。

③ その他の普及活動の推進

ア 視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及促進

交通事故の危険性が高い薄暮時から夜間における歩行者・自転車利用者の交通安全対策を図るため、視認性の高い明るい色の服装の着用や、反射材・LEDライトの効果について周知するとともに、これらの活用促進を図ります。

イ ゼブラ・ストップ活動の推進

歩行者の道路横断中の交通事故が後を絶たないことから、ゼブラ・ストップ活動の内容の周知と推進を図り、交通事故抑止に努めます。

<ゼブラ・ストップ活動>

横断歩道等における歩行者等の優先義務を運転者に周知徹底し、歩行者等の保護を強化することを目的としており、横断歩道の和製語であるゼブラゾーンの「ゼブラ」にかけて下記の項目をドライバーに意識させることで、横断歩道手前での確実な一時停止(ストップ)を徹底させるものです。

1. ゼ「前方」：前方をよく見て安全運転、横断歩道を発見したら、その周りに歩行者等がないか十分に注意する。
2. ブ「ブレーキ」：横断歩道手前ではブレーキ操作で安全確認し、渡ろうとする歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で停まれる速度で進む。
3. ラ「ライト」：3（サン）ライトで道路横断中の交通事故防止。

ライト（前照灯）：早めのライト点灯とこまめな切り替え。

ライト・アップ（目立つ）：反射材、LEDライトを活用。

右（ライト）：右からの横断者にも注意。

ウ 特定小型原動機付自転車の交通ルールの浸透

令和5年7月1日から道路交通法の一部改正により、特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定が施行されました。今後利用者が増加することが考えられる電動キックボードやモペットをはじめとする特定



千葉県・千葉県交通安全対策推進委員会

※本ポスターは、横断歩道で歩行者等の安全確保を図るため、ドライバーの安全運転を促す目的で制作されたものです。必ずしも、横断歩道で歩行者等の安全確保を図るため、ドライバーの安全運転を促す目的で制作されたものではありません。

小型原動機付自転車の交通ルールへの浸透に努め、安全な利用を促進します。

(3) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進

高齢者を交通事故から守るためには、高齢者の交通安全リーダーを育成し、高齢者自身の自主的な交通安全活動を促進するとともに、家族に限らず地域で見守っていくことが重要です。

① 高齢者の自主的な交通安全活動の推進

地域における高齢者の交通安全意識を高める交通安全リーダーを育成するため交通安全シルバーリーダーを委嘱し、地域での交通安全活動を支援します。



② 高齢者に対する交通安全教育の推進

シニアクラブ等を対象に、身体機能の低下が運転や歩行に及ぼす影響についての理解を促すほか、夜間の歩行者・自転車利用者の事故を防止するため、視認性の高い明るい色の服装や反射材の効果についての広報啓発など、高齢者に対する交通安全意識の高揚を図ります。

(4) 自転車の安全利用の推進

① 自転車の安全利用に係る広報活動の推進

自転車は、子どもから高齢者まで誰でも簡単に乗れる便利な乗り物であり、通勤・通学をはじめ様々な移動手段として利用されています。しかし近年、携帯電話等を使用しながらの危険走行などが問題となっており、道路交通法の一部改正により令和6年11月1日から自転車の「ながら運転」、酒気帯び運転が厳罰化され、さらに令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則切符が導入されることが決定されました。

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、交通安全運動等のあらゆる機会に広報媒体を積極的に活用し、自転車の交通ルール遵守と正しい交通マナーの浸透を促すとともに、改正道路交通法の浸透に努めます。

ア 自転車安全利用キャンペーン等の実施

毎年5月に実施する「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」や毎月15日の「自転車安全の日」を重点に広報啓発活動を実施し、「ちばサイクルルール」等の普及促進を図るとともに、街頭啓発活動を実施するなど自転車安全利用対策を推進します。

イ 自転車の交通安全教室の開催

小・中・高校生などを対象に、学校、警察、交通安全協会等と連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、自転車の正しい乗り方の周知徹底を図ります。

◎ ちばサイクルルール

内閣府で制定した「自転車安全利用五則」に自転車条例の内容を盛り込んだ本県独自の自転車安全利用ルールです。

【自転車に乗る前のルール】

1. 自転車保険に入ろう
2. 点検整備をしよう
3. 反射器材（リフレクター）を付けよう
4. ヘルメットをかぶろう
5. 飲酒運転はやめよう

【自転車に乗る時のルール】

1. 車道の左側を走ろう
2. 歩いている人を優先しよう
3. ながら運転はやめよう
4. 交差点では安全確認しよう
5. 夕方からライトをつけよう



② 自転車点検整備の促進

交通安全教室において、日常点検実施の習慣化及び自転車安全整備店における定期的な精密点検・整備を呼び掛け、自転車点検整備の促進を図ります。

③ 自転車安全整備制度（TSマーク制度）の普及促進

自転車の安全利用と事故防止を図るため、定期的な自転車点検整備を推進するとともに、TSマークの普及促進を図ります。

④ 自転車保険等への加入促進

千葉県では、自転車により相手方に与えた損害を補償する保険または共済（自転車損害賠償保険等）への加入が義務化されています。

自転車の関係する交通事故の民事裁判において、数千万円にも及ぶ高額な損害賠償が命令されている事例を踏まえ、自転車安全教室等の実施時に過去の裁判結果を例示する等、自転車保険等の必要性を積極的に広報・啓発し、自転車保険等への加入を促進します。

⑤ 反射材等の普及

薄暮時から夜間における自転車の交通事故防止を図るため、暗所でも視認しやすい明るい色の服装の着用や自転車の側面を含む反射材の効果と必要性について理解してもらうことで、自転車利用者が自ら身を守る意識の向上を図り、反射材等の自発的な活用の促進に努めるとともに、灯火の取付け並びに点灯を指導し、自転車の視認性の向上を図ります。

⑥ 自転車乗車用ヘルメット着用の普及促進

令和5年4月1日から道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に対しヘルメットの着用が努力義務化されたことから、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について理解促進の広報啓発に努め、ヘルメット着用率向上を目指します。

また、小・中学生を対象にヘルメット購入費用の一部補助を実施し、交通事故による被害軽減を図ります。

（5）飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっていることから、飲酒が運転に及ぼす影響や飲酒運転が重大事故に直結する危険性と職場や家庭をはじめすべての人に及ぼす影響等の周知徹底を図り、飲酒運転を追放する環境づくりに努めます。

令和5年6月28日から「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」の一部改正により、飲酒運転防止措置を講じない事業者への罰則等が制定さ

れたことから、アルコール検知器の普及・定着に向け、事業者に対する広報活動を行います。

(6) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通安全教育は、道路交通の安全を確保するため自他の生命尊重という理念の下に、交通安全に関する思想及び知識を普及するものです。交通事故を自分のこととして考え、行動を促すと共に、安全確認を習慣化することを目的に実施するもので、幼児から社会人まで、心身の発達段階やライフステージに応じて段階的かつ体系的に実施します。

① 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、幼児が道路を通行する際の安全を確保するためだけではなく、将来に亘って、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する交通安全意識を養うためにも不可欠です。

幼児に対しては、組織的かつ継続的に交通安全教育を実施することから、関係機関・団体等と連携・協力を図り、幼児に対する参加型の交通安全教育を推進します。



② 小学生に対する交通安全教育の推進

児童は、小学校での活動や自転車の利用などを通じ、幼児期に比べて行動範囲が格段に広がります。また、保護者から離れて道路上での単独又は複数での行動機会が増えます。

小学校では、家庭や関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、歩行者、自転車利用者として必要な知識と技能を習得させ、道路や交通の状況に応じた具体的な安全行動ができるよう、交通安全教育を計画的に継続実施します。



③ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生は、本格的な青年期に移行する過渡期にあり、なお成長の途上にあります。また、通学等の移動手段として自転車を利用する機会が増えることもあり、交通事故における自転車乗車中の事故割合が高くなっています。

中学校では、関係機関・団体等と連携・協力を図り、「ちばサイクルール」をはじめとした自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能を十分に習得させるとともに、交通事故発生時対応等の指導を実施し、自己及び他者の安全に配慮した行動ができるよう、交通安全教育を計画的に継続実施します。



④ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生は、自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達し、近い将来、免許を取得し自動車等の運転者として交通社会に参加するようになります。また、高校生が関連する交通事故のうち、高い割合を占

めている自転車の交通事故を防止する必要があります。

高等学校では、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、自転車や二輪車の運転者として安全に道路を通行するための技能と知識を十分に習得させるとともに、自動車を利用する際の正しい交通マナー向上を図ります。

⑤ 成人に対する交通安全教育の推進

地域における講習会を実施し、悪質性・危険性の高い自動車等の運転を防止するための自主的な安全行動と交通安全に対する意識付けを図ります。

また、「ちばサイクルール」等を周知し、自転車ヘルメット着用の促進、自転車の点検・整備、自転車保険等への加入を促進します。

【第2の柱】道路交通環境の整備

交通事故の防止と交通の円滑化を図るには、人優先の考えの下、歩行者の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図るため道路交通環境の整備が必要です。そのため、道路、交通安全施設、自転車利用環境の整備を進めます。

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

① 生活道路における交通安全対策の推進

生活道路において、歩行者や自転車利用者等の安全な通行を確保するため、歩道のバリアフリー化、カラー舗装、狭さく等の交通安全施設の整備等、交通実態を踏まえた効果的な交通安全対策を推進します。

② ゾーン 30 プラスの策定

生活道路の歩行者安全確保のため、千葉県警察や地域と連携し、エリア内の制限速度を時速 30 キロにする「ゾーン 30」に物理的デバイスを設置し、生活道路を歩行者優先の安全・安心な通行空間とする「ゾーン 30 プラス」の策定を行います。

③ 通学路等における交通安全の確保

通学路や子どもが日常的に移動する経路での、子どもの継続的な安全確保のため、「四街道市通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な通学路合同点検や、緊急の安全点検等の結果を踏まえて、安全対策の充実に取り組みます。

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

交通事故の発生を抑止し、安全で円滑かつ快適な交通を確保するため、道路の改修等による交通安全対策を推進します。

(3) 交通安全施設等の整備事業の推進

① 効果的な交通安全施設の整備

道路の構造、交通の状況、交通事故発生状況等に応じた効果的な交通安全施設の整備を推進します。

② 交差点カーブ対策の推進

交通事故発生危険性がある交差点・カーブ区間において、ドット線、視線誘導標等の整備を推進します。

③ 夜間事故防止対策の推進

交差点や道路の屈曲部等に視認性に優れた高輝度道路標識、標示など、夜間の事故防止に効果的な交通安全施設の整備を推進します。

(4) 自転車利用環境の総合的整備

放置自転車等による交通阻害の現状を踏まえ、良好な交通環境を確保するため、迷惑駐輪による違法性を広報啓発し、自転車等の利用者に対して正しい駐輪方法等の一層の普及、浸透を図ります。

【第3の柱】被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受け、又はかけがえのない生命を絶たれることにより、深い悲しみやつらい体験をされており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法や「千葉県犯罪被害者等支援条例」（令和3年4月施行）、「四街道市犯罪被害者等支援条例」（令和5年4月施行）等の下、県、警察、支援活動を行う民間支援団体等と連携しながら交通事故被害者等のための施策を推進します。

(1) 交通遺児の育成及び援助

交通事故により保護者等を失った小・中学校の児童・生徒を励まし、その健全な育成に寄与するため、激励品を贈ります。

(2) 相談業務の充実

交通事故被害者等の精神的負担や社会的、経済的負担に適切に対応するため、「交通事故相談所」や「千葉犯罪被害者支援センター」をはじめとした庁外の各種相談機関等との連携を密にして、相談体制の充実に努めます。